

農地・農業用施設・海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業
査定設計委託費等補助金交付要綱（農村振興局分）

昭和53年3月3日付53構改D第116号
最終改正 平成28年12月22日付28農振第1667号

各 地 方 農 政 局 長
内閣府沖縄総合事務局長 殿
北 海 道 知 事

農林水産事務次官

- 第1 農林水産大臣は、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条の規定により指定された災害等で農林水産省農村振興局長（以下「農村振興局長」とする。）が特に被害が激甚であると認める災害又は農村振興局長が特に適当と認める場合に該当する災害に係る復旧工事を促進するため、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律施行令（昭和25年政令第152号。以下「暫定法施行令」という。）第1条の4の規定に基づいて、農林水産大臣に提出する災害復旧事業計画概要書又は災害復旧事業補助計画概要書（以下「概要書」という。）を都道府県、市町村、土地改良区等が作成するに要した経費及び海岸法（昭和31年法律第101号）第40条第1項第3号若しくは第4号の規定により農林水産大臣が主務大臣とされた海岸又は地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第51条第1項第3号イの規定により農林水産大臣が主務大臣とされた地すべり防止施設について公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和26年政令第107号。以下「負担法施行令」という。）第6条第1項の規定に基づいて農林水産大臣に提出する設計書（以下「設計書」という。）を地方公共団体が作成するに要した経費につき、予算の範囲内において都道府県に補助金を交付するものとし、その交付に関しては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）、農林畜水産業関係補助金交付規則（昭和31年農林省令第18号。以下「規則」という。）、予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第899号）及び予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成12年の予算に係る補助金等の交付に関するものから沖縄総合事務局長に委任した件（平成12年6月23日農林水産省告示第900号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによるものとする。
- 第2 第1の経費は、都道府県、市町村、土地改良区等（以下「事業主体」という。）が次の各号のいずれかに該当する事業に係る概要書又は設計書を作成するに要した調査、測量、試験又は設計に関する委託費及び請負費（契約書又は見積書をもって確認できる場合に限る。以下「委託費等」という。）とする。ただし、査定に当たって工法上検討を要するとされた場合で調査、測量又は試験を必要としたものを除くものとする。

- (1) 被害が激甚なことにより国の補助率が農地にあつては0.5農業用施設にあつては0.65（沖縄県にあつては0.8）を超えることとなる農林水産施設災害復旧事業
- (2) 事業主体ごとの農林水産施設災害復旧事業費（暫定法施行令第3条により決定された事業費をいう。以下「決定事業費」という。）の総額が農村振興局長が別に定める金額以上となる場合における当該事業主体が行う農林水産施設災害復旧事業
- (3) 被害が激甚なことにより国の負担率が0.667を超えることとなる公共土木施設災害復旧事業
- (4) 事業主体ごとの工事費（負担法施行令第4条第1項の工事費をいう。以下「決定工事費」という。）の総額が、農村振興局長が別に定める金額以上となる場合に当該事業主体が行う公共土木施設災害復旧事業
- (5) その他農村振興局長が特に適当と認める場合の基準に該当する農林水産施設災害復旧事業及び公共土木施設災害復旧事業

第3 補助は、事業主体が交付を受けることとなる補助金の合計額が事業主体ごとに農村振興局長が別に定める金額以上となる場合に行うものとする。

第4 第2の(1)から(4)までに該当する事業に係る補助対象経費は、1か所ごとの決定事業費又は決定工事費の額を次の各号に分類し、その分類された決定事業費又は決定工事費の合計額にそれぞれ各号に定める率を乗じて得た額を合計した額と補助対象となる委託費等の実支出額とのいずれか低い額とする。

- (1) 1か所の決定事業費又は決定工事費が100万円以下の場合
 - ア 概要書作成の場合1,000分の140
 - イ 設計書作成の場合1,000分の95
 - (2) 1か所の決定事業費又は決定工事費が100万円を超え500万円以下の場合
 - ア 概要書作成の場合1,000分の131
 - イ 設計書作成の場合1,000分の95
 - (3) 1か所の決定事業費又は決定工事費が500万円を超え1,000万円以下の場合
 - ア 概要書作成の場合1,000分の119
 - イ 設計書作成の場合1,000分の95
 - (4) 1か所の決定事業費又は決定工事費が1,000万円を超え3,000万円以下の場合
 - ア 概要書作成の場合1,000分の103
 - イ 設計書作成の場合1,000分の69
 - (5) 1か所の決定事業費又は決定工事費が3,000万円を超え10,000万円以下の場合
 - ア 概要書作成の場合1,000分の79
 - イ 設計書作成の場合1,000分の59
 - (6) 1か所の決定事業費又は決定工事費が10,000万円を超える場合
 - ア 概要書作成の場合1,000分の41
 - イ 設計書作成の場合1,000分の30
- 2 第2の(5)に該当する事業に係る補助対象経費は、補助対象となる委託費等の実支出額とする。

第5 補助率は、次のとおりとする。

- (1) 都道府県が概要書又は設計書を作成する場合にあってはその補助対象経費の10分の5以内とする。
- (2) 市町村、土地改良区等が概要書又は設計書を作成するに要した経費につき、都道府県がその補助対象経費の10分の5以上を補助する場合にあっては、当該補助に要する経費の10分の10（都道府県が補助対象経費の10分の5を超えて補助する場合には、その超える部分の補助に要する経費を除いた額）とする。

第6 適正化法第5条、適正化法施行令第3条及び規則第2条の規定に基づく申請書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、地方農政局長等（北海道にあっては農林水産大臣、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長。以下同じ。）に提出する。その提出部数は正副2部とする。

- 2 都道府県知事は、第1項の申請書を提出するに当たって、各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。
ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない事業主体に係る部分については、この限りでない。

第7 第6に規定する申請書の提出期日は、当該都道府県の区域を管轄する地方農政局長等が別に定める日までとする。

第8 適正化法第14条及び規則第6条の規定による実績報告書の様式は、別記様式第1号のとおりとし、地方農政局長等に提出する。その提出部数は正副2部とする。

- 2 第6第2項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、前項の実績報告書を提出するに当たって第6第2項ただし書に該当した各事業主体について当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。
- 3 第6第2項ただし書により交付の申請をした都道府県知事は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した各事業主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を別記様式第2号により速やかに地方農政局長等に報告するとともに、地方農政局長等の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

附 則（平成28年12月22日 28農振第1667号）

この通知は、平成28年12月22日から施行し、改正後の第4の規定は、平成28年1月1日以後に発生した災害について通知する。

別記様式第1号（第6、第8関係）

農地農業用施設（海岸及び地すべり防止施設）災害復旧事業
査定設計委託費等補助金交付申請書（又は実績報告書）

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事 氏 名 印

平成 年度において下記のとおり事業を実施したい（した）から、農地・農業
用施設、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱
により補助金 円の交付を申請する。（報告する。）
（なお、併せて精算額 円を請求する。）

記

（注）

添付書類については、各事業費の根拠となる支払経費ごとの内訳を記載した資料、帳簿の写し又は補助金調書の写しのいずれかを添付すること。

また、このほか、補助金交付申請書又は変更承認申請書に添付したものから変更があったものについては、必要書類を添付すること。

1 事業の内容及び経費の配分 暫定法関係（又は負担法関係）
（又は事業成績量）

都道府県名

(単位：円)

事業主体名	工種	箇所数	決定事業費 又は 決定工事費 A	A×率	委託費等 実支出額	補助対象 経費	国庫 補助金	国庫補助金以外の財源			摘要
								都道府県 負担	市町村 負担	その他	
計											

(注) 1 工種欄は農地及び農業用施設に区分すること。(負担法関係にあっては海岸及び地すべり防止施設に区分すること。)
 2 摘要欄には、補助金交付要綱第2第2号及び第4号に定める決定事業費又は決定工事費の額を記入するとともに事業主体ごと、工種ごとに、仕入れに係る消費税等相当額について、「減額した金額」を、同税額がない場合には「該当なし」と、同税額が明らかでない場合には、「含税額」とそれぞれ記入すること。

添 付

委託費等実績調書

(事業主体名)

(単位：千円)

決定事業費の 階層別分類	海 岸				備考
	決定工事費 A	A×率 B	委託費等の 実支出額 C	補助対象額 (B又はCのい ずれか低い額) D	
100万円以下					
100万円を超え 500万円以下					
500万円を超え 1,000万円以下					
1,000万円を超え 3,000万円以下					
3,000万円を超え 10,000万円以下					
10,000万円を 超えるもの					
合 計					

添付

設計委託費及び工事費内訳

(単位：千円)

委託契約 年月日	委託費等 (実支出額) A	控除額 B	差し引き 実支出額 (A-E)C	Cの内訳		地区, 箇所 番号	申請事業費 又は (申請工事費)	決定事業費 又は (決定工事費)	左の分類						災害 年月日	備考	
				農地	農業用 施設				100万円 以下	100万円を 超え 500万円 以下	500万円を 超え 1,000万円 以下	1,000万円 を超え 3,000万円 以下	3,000万円 を超え 10,000万円 以下	10,000万円 を超えるも の			
					計												
						箇所											
						箇所											
						箇所											
						箇所											
						箇所											
合計					計												

注 ① この様式は、1契約ごとに区分して記載すること。
 ② 農地及び農業用施設等を一括して契約している場合は、その振分けの算出式等を備考欄に記載すること。
 ③ 控除額は、災害復旧事業が補助対象とならないものを申請事業費等合理的的方法により核分した額とする。
 ④ 備考欄には、失格、欠格、対象外等必要事項を記入すること。
 ⑤ 委託費等の支出が確認できる書類を添付する。ただし、事業主体が多数にわたる場合は都道府県知事の確認証明をもって代えることができる。

別記様式第2号（第8関係）

平成 年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

〇〇農政局長（北海道にあつては農林水産大臣
沖縄県にあつては内閣府沖縄総合事務局長）

都道府県知事
氏 名 印

平成 年 月 日付け第 号により交付決定通知があつた〇〇〇〇事業費補助金について、農地・農業用施設、海岸及び地すべり防止施設災害復旧事業査定設計委託費等補助金交付要綱（農村振興局分）第8の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|-----------------------------------|---|---|
| 1 | 適正化法第15条の補助金の額の確定額 | 金 | 円 |
| | （平成 年 月 日付け第 号による額の確定通知額） | | |
| 2 | 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額（3－2） | 金 | 円 |

（注） 市町村別、事業主体別の内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。